

『通関士試験の指針 平成23年度版』の政令等改正新旧対照表

『通関士試験の指針 平成23年度版』につきましては、平成23年1月28日付けで国会に提出された「関税定率法等の一部を改正する法律案」をもとに作成しております。その後、政令等改正による変更がございますのでお知らせいたします。

以下に変更箇所の新旧対照表を作成いたしましたので内容をご確認いただき、学習される際には、十分にご注意いただきますようお願い申し上げます。

《変更箇所の新旧対照表》

※青字が修正部分

頁	新	旧
126	「[1] 輸入申告の時期」の一部変更 その目的は、輸入する外国貨物については、関税が課される《関法第3条》が、その関税を課する場合における課税物件の確定時期は輸入申告の時であり《関法第4条》、 <u>また、適用する法令は輸入申告の日において適用する法令であること《関法第5条》</u> 等から、関税の課税の公平、申告機会の均等を図るためである。	その目的は、輸入する外国貨物については、関税が課される《関法第3条》が、その関税を課する場合における課税物件の確定時期は輸入申告の時であり《関法第4条》、適用する法令は輸入申告の日において適用する法令であり <u>《関法第5条》、また、特定特恵鉱工業産品に係る特恵関税の適用限度額等（シーリング枠）の管理が輸入申告先着主義を採っていること《暫定法第8条の4》</u> 等から、関税の課税の公平、申告機会の均等を図るためである。
175	「[6] 輸入（引取）申告の時期」内の表の一部変更 保税地域等に搬入後でなければ、輸入（引取）申告ができない特例申告貨物 経済連携協定（EPA）のうちメキシコ協定第5条1（メキシコ協定附属書1の日本国の表において関税の譲許が一定の額を基準として定められている物品）の適用を受ける物品《関法第67条の2第1項第2号かつこ書、関令第59条の3》	保税地域等に搬入後でなければ、輸入（引取）申告ができない特例申告貨物 <u>（輸入申告に際し課税標準の申告が必要となる特例申告貨物）</u> ① <u>関税暫定措置法第8条の2第1項第2号（特恵関税等）に規定する特定鉱工業産品等であって同項の規定の適用を受けるもの《関法第67条の2第1項第2号かつこ書》</u> ② 経済連携協定（EPA）のうちメキシコ協定第5条1（メキシコ協定附属書1の日本国の表において関税の譲許が一定の額を基準として定められている物品）の適用を受ける物品《関法第67条の2第1項第2号かつこ書、関令第59条の3》
345	「（2）輸入取引によらないで輸入する貨物（定率法第4条第2項）」の後に（3）を挿入する。 <u>（3）課税価格への疑義が解明されない貨物</u> <u>例えば、輸入貨物の課税価格を計算する場合において、事実を証明するものとして提出された書類が真実なものであるか又は正確なものであるかについて疑義がある貨物で、輸入者による補足説明及び追加資料の提出によっても当該疑義が解明されないもの、又は補足説明及び追加資料の提出がされなかったものが、これに該当する。（定率法基本通達4-1の2（3））</u>	<u>（新規）</u>
461	「[11] 特恵関税制度」の標題の一部変更 <u>[11] 特恵関税制度《暫定法第8条の2、第8条の3及び第8条の5》</u>	<u>[11] 特恵関税制度《暫定法第8条の2～第8条の5》</u>
467	「（3）-（注）自国関与品例外品目の例」の一部変更 （注）自国関与品の例外品目の例：皮革、革製品、はき物、がん具、帽子	（注）自国関与品の例外品目の例：皮革、革製品、 <u>繊維製品</u> 、はき物、がん具、帽子